

がんばるかすやの応援金 (粕屋町中小企業者応援金) 申請要領

【申請期間】

受付開始 令和2年7月 1日(水)

受付締切 令和3年2月15日(月) [当日消印有効]

【提出方法】

郵送

【提出先】

〒811-2392 粕屋町駕与丁一丁目1-1

粕屋町役場 地域振興課 あて

【問い合わせ先】

専用ダイヤル：092-931-7122

(受付時間 平日9時～17時)

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため
申請書類は、原則**郵送**で受け付けています。

がんばるかすやの応援金 申請要領

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している町内の中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）の経費負担を軽減し、事業の継続を支援するために応援金を交付します。

1. 対象者（支給要件）

次のア～ウの条件を全て満たす事業者が対象となります。

ア. 粕屋町に本店などの主たる事業所を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）

イ. 国の「持続化給付金」、県の「福岡県持続化緊急支援金」の給付を受けた者

国の持続化給付金又は福岡県持続化緊急支援金の給付を受けた中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）が対象になります。
詳しくは、国・県の申請要領をご確認ください。

ウ. 以下の全てに該当しないこと。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断する者

2. 支給額

1事業者あたり 金 100,000円

3. 申請書類一覧

以下の資料1～6をご用意いただき、ご提出ください。

1	がんばるかすやの応援金交付申請書 (様式第1号)	※がんばるかすやの応援金交付申請書（記入例）を参考にご記入ください。
2	【法人／個人事業者 共通】 国又は県の給付通知書の写し	・国から送られたハガキの写し ・県からの振込完了通知のメールの写し ※メールの写しの提出が困難な場合は、給付金の振込が分かる通帳の写し
3	【法人／個人事業者 共通】 通帳の写し（法人名又は代表者名義）	表紙と、表紙をめくった口座情報が確認できるページ
4	【法人】 主たる事業所の所在地が粕屋町であることを確認できる書類	・直近の法人税確定申告書別表一の写し
5	【個人】 主たる事業所の所在地が粕屋町であることを確認できる書類	・直近の所得税確定申告書第一表の写し ・青色申告決算書又は収支内訳書の写し ※上記書類で事業所等所在が粕屋町であると確認できない場合は、その他の書類（開業届、営業許可証、委託契約書などの写し）を併せて提出してください。
6	【個人】 本人確認書類	運転免許証、個人番号カード（表面のみ）等の写し

※ご提出いただいた資料で支給要件を確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

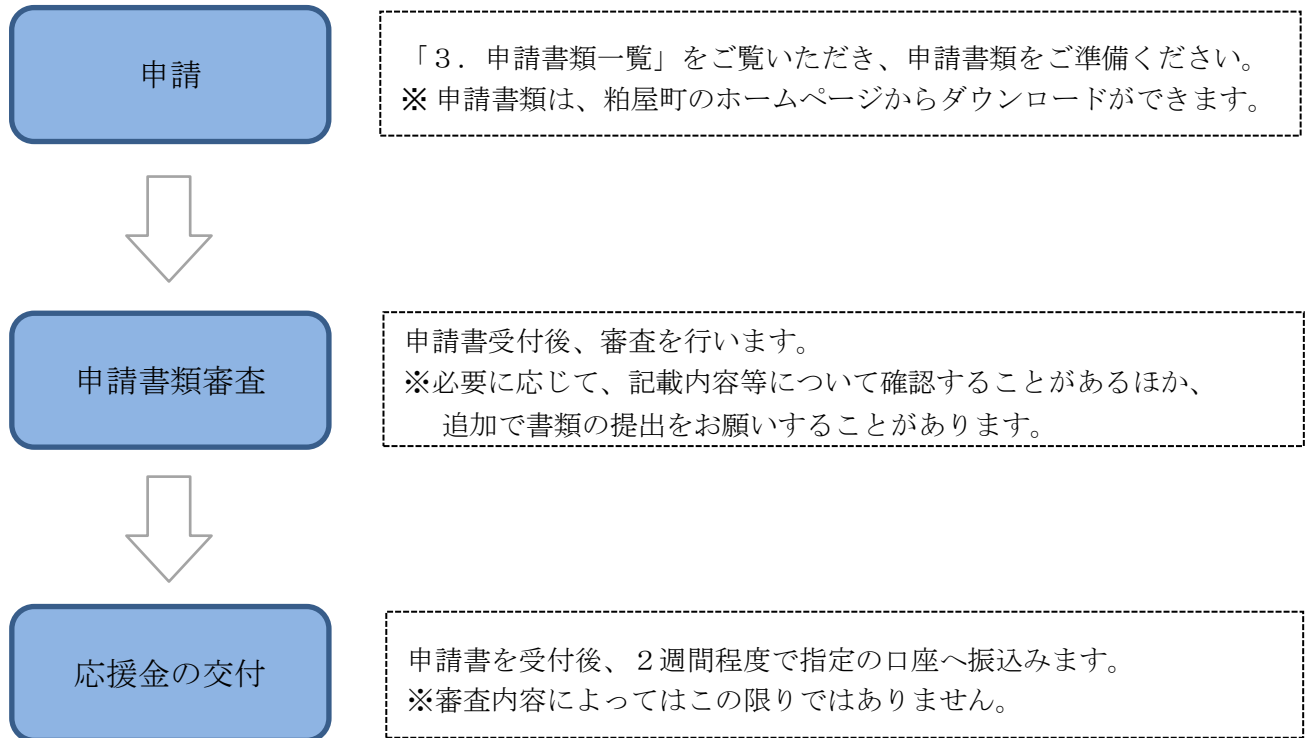
※申請書類は粕屋町ホームページからダウンロードできます。

申請書様式のダウンロードができない場合は、がんばるかすやの応援金専用ダイヤル（931-7122）にお電話ください。申請書を郵送いたします。

4. 申請期間

令和2年7月1日（水）～ 令和3年2月15日（月）※当日消印有効

5. 申請から応援金給付までの流れ



6. 申請方法・申請先

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、申請書類は原則郵送で受け付けています。
なお、郵送料は申請者負担となります。

【郵送先】〒 811-2392 粕屋町駕与丁一丁目1-1 粕屋町役場 地域振興課 あて

7. 本件に係るお問い合わせ（粕屋町役場 地域振興課）

がんばるかすやの応援金専用ダイヤル

092-931-7122

[受付時間：平日 9：00～17：00]